

24初参事第75号
平成25年3月28日

各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課長
各都道府県私立学校担当課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局
参事官（学校運営支援担当）
奈良 哲

（印影印刷）

文部科学省が行う調査の見直し及び年間計画について（通知）

文部科学省では、学校現場の負担軽減のため、平成20年度から文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の見直しに取り組んでおり、平成25年度においては、別紙1のとおり、調査の廃止・統合、調査項目の削減等を図ることとし、また、学校が見通しを持って対応できるよう、別紙2のとおり、年間調査計画を作成しました。

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校担当におかれては所管の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては認可した学校に対し、各国立大学法人におかれては附属学校に対し、周知をお願いいたします。

また、各教育委員会等において独自に行われている調査の見直し等については、「学校現場の負担軽減のための取組について」（平成20年3月31日学校現場の負担軽減プロジェクトチーム取りまとめ）（別添）を参考として、引き続き取組を進めていただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことについて、域内の市区町村教育委員会に対して、十分周知いただくとともに、必要な指導等をお願いいたします。

なお、本件に関する資料は、文部科学省のホームページに掲載されますので、御活用ください。（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/1297093.htm）

〔担当〕
初等中等教育局参事官付
企画・学校評価係（上田）
（電話）03-5253-4111（内線3705）
（メールアドレス）hyo-ka@mext.go.jp

文部科学省が行う調査の見直しについて

1. 概要

平成 25 年度に文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査については、1 件の調査の廃止・統合などの見直しを行った。

なお、文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査については、毎年度見直しを行っており、平成 18 年度の 33 件 から平成 25 年度は 25 件へと 8 件削減している（削減 13 件、新規 5 件）。特に、毎年度全ての学校を対象として実施する調査については、平成 18 年度の 23 件から平成 25 年度は 9 件となっている。

2. 見直しの内容（詳細は別紙 1-2 参照）

(1) 調査の廃止・統合

○調査の廃止・統合

- ・〔11〕 学校における体験活動の実施状況調査
- 〔8〕 公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査及び
- 〔9〕 公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査へ統合

○調査の一部統合

- ・〔8〕 公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査のうち B 票（外国語教育関係）
- ・〔9〕 公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査のうち B 票（外国語教育関係）
- 〔12〕 外国語教育実施状況調査（旧『国際共通語としての英語力向上のための 5 つの提言と具体的施策』に係る状況調査）へ統合

(2) 実施内容・手法の改善

調査項目の削減	実施時期の配慮	回答期間の延長	調査方法の改善
7	3	6	8

○調査項目の削減

- ・〔10〕 小学校における体験活動実施人数等調査（大項目 4）等

○実施時期の配慮

- ・〔13〕 高等学校等における国際交流等の状況調査（夏期休業期間とする）等

○回答期間の延長

- ・〔8〕 公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査及び
- 〔9〕 公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査
- （1. 5 か月→2 か月） 等

○調査方法の改善

- ・〔2〕 学校基本調査（オンライン調査の利便性の向上） 等

平成25年度以降における調査の見直し(詳細)

<分類>①調査の廃止・統合 ②調査項目の削減 ③実施時期の配慮 ④回答期間の延長 ⑤調査方法の改善

	調査名	分類	見直しの内容	担当課
[1]	余裕教室実態調査	②	調査項目の削減(大項目1)	大臣官房 文教施設企画部 施設助成課
		⑤	エクセル調査票の利便性の向上	
[2]	学校基本調査	⑤	オンライン調査の利便性の向上	生涯学習政策局 調査企画課
[3]	学校保健統計調査			
[4]	学校教員統計調査			
[5]	地方教育費調査			
[6]	学校における教育の情報化の 実態等に関する調査	④	回答期間の延長(3.5か月→4か月)	生涯学習政策局 参事官付
		⑤	エクセル調査票の利便性の向上	
[7]	中学校夜間学級に関する実態調査	②	調査項目の削減(大項目1(小項目42))	初等中等教育局 初等中等教育企画課
		③	実施時期を夏期休業期間に設定 (平成25年7月下旬依頼→8月下旬提出)	
		④	回答期間の延長(2週間→1か月)	
[8]	公立小・中学校における 教育課程の編成・実施状況調査	① ②	本調査のB票(外国語教育関係)を「外国語教育実施状況 調査」(旧『国際共通語としての英語力向上のための5つの 提言と具体的施策』に係る状況調査)に統合	初等中等教育局 教育課程課
		④	回答期間の延長(1.5か月→2か月)	
[9]	公立高等学校における 教育課程の編成・実施状況調査	① ②	本調査のB票(外国語教育関係)を「外国語教育実施状況 調査」(旧『国際共通語としての英語力向上のための5つの 提言と具体的施策』に係る状況調査)に統合	初等中等教育局 教育課程課
		④	回答期間の延長(1.5か月→2か月)	
[10]	小学校における体験活動 実施人数等調査	②	調査項目の削減(大項目4)	初等中等教育局 児童生徒課
[11]	学校における体験活動の 実施状況調査	①	「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調 査」及び「公立高等学校における教育課程の編成・実施状 況調査」に統合	
[12]	外国語教育実施状況調査 (旧『国際共通語としての英語力向上のための 5つの提言と具体的施策』に係る状況調査)	①	「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調 査」及び「公立高等学校における教育課程の編成・実施状 況調査」のB票(外国語教育関係)を本調査に統合	初等中等教育局 国際教育課
		④	回答期間の延長(2か月→4か月)	
[13]	高等学校等における 国際交流等の状況調査	③	実施時期を夏期休業期間に設定 (平成26年6月依頼→8月末提出)	
[14]	学校評価等実施状況調査	②	調査項目の削減(大項目5)	初等中等教育局 参事官付
		③	調査票配布時期の前倒し (平成27年6月初旬依頼→8月末提出)	
		④	回答期間の延長(2か月→3か月)	
		⑤	エクセル調査票の利便性の向上	
[15]	学校安全及び労働安全衛生の 推進に関する調査	⑤	エクセル調査票の利便性の向上	スポーツ・青少年局 学校健康教育課

平成25年度 文部科学省 年間調査計画(予定)

●調査依頼 ◆提出期限

No.	平成25年度 実施予定調査	実施 対象	実施 頻度	調査対象	平成25年												平成26年											
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
1	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	悉皆	毎年1回	公立学校(幼稚園、大学及び高等専門学校を除く)		●	—————	◆									●	—————	◆									
2	学校保健統計調査	抽出	毎年1回	国公立学校(特別支援学校、大学及び高等専門学校を除く)		●	—————	◆									●	—————	◆									
3	学校基本調査	悉皆	毎年1回	国公立学校			●	—————	◆									●	—————	◆								
4	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	悉皆	毎年1回	国公立学校(幼稚園、大学及び高等専門学校を除く)				●	—————	◆								●	—————	◆								
5	公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況調査	悉皆	毎年1回	公立学校(大学及び高等専門学校を除く)				●	—————	◆									●	—————	◆							
6	地方教育費調査	悉皆	毎年1回	都道府県立学校(大学を除く)				●	—————	◆									●	—————	◆							
7	余裕教室実態調査	悉皆	3年に1回	公立小学校、中学校				●	—————	◆																		
8	学校教員統計調査	悉皆	3年に1回	国公立学校(大学及び高等専門学校を除く)				●	—————	◆																		
9	学校給食栄養報告	抽出	毎年2回	公立小学校、中学校、中等教育学校(前期)、夜間定時制高等学校				●	—————	◆																●	—————	◆
10	小学校における体験活動実施人数等調査	悉皆	毎年1回	公立小学校																								
11	公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査	悉皆	2年に1回	公立小学校、中学校、中等教育学校(前期)																								
12	公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査	悉皆	2年に1回	公立高等学校、中等教育学校(後期)																								
13	中学校夜間学級に関する実態調査	悉皆	2年に1回	公立の夜間学級を設置している中学校																								
14	外国語教育実施状況調査	悉皆	毎年1回	公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校																								
15	高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査	悉皆	毎年3回	国公立高等学校(全日制・定時制)、中等教育学校	●	—————	◆																					
16	特別支援教育に関する調査	悉皆	毎年1回	国公立学校(大学及び高等専門学校を除く)																								
17	小学校外国語活動実施状況調査	抽出	毎年1回	公立小学校、中学校																								

(注) 本計画は平成24年度末時点での予定です。また、必要に応じて臨時の調査を行う場合があります。

(参考)

各調査の担当連絡先

No.	平成25年度実施予定調査	担当連絡先 (代表:03-5253-4111)
1	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	生涯学習政策局 参事官付 ICT環境整備係 (内線2382)
2	学校保健統計調査	生涯学習政策局 調査企画課 専門調査係 (内線2262)
3	学校基本調査	生涯学習政策局 調査企画課 学校基本調査係 (内線2264)
4	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導調査分析係 (内線3208)
5	公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の 状況調査	大臣官房 文教施設企画部 施設助成課 指導係 (内線2463)
6	地方教育費調査	生涯学習政策局 調査企画課 統計情報分析係 (内線2266)
7	余裕教室実態調査	大臣官房 文教施設企画部 施設助成課 振興地域係 (内線2464)
8	学校教員統計調査	生涯学習政策局 調査企画課 専門調査係 (内線2262)
9	学校給食栄養報告	スポーツ・青少年局 学校健康教育課 学校給食係 (内線2694)
10	小学校における体験活動実施人数等調査	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導第二係 (内線3289)
11	公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査	初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室 審議・調整係 (内線2369)
12	公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査	初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室 審議・調整係 (内線2369)
13	中学校夜間学級に関する実態調査	初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室 義務教育改革係 (内線2007)
14	外国語教育実施状況調査	初等中等教育局 国際教育課 外国語教育推進室 事業推進係 (内線3480)
15	高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査	初等中等教育局 児童生徒課 指導調査係 (内線3291)
16	特別支援教育に関する調査	初等中等教育局 特別支援教育課 振興係 (内線3192)
17	小学校外国語活動実施状況調査	初等中等教育局 国際教育課 外国語教育推進室 企画調整係 (内線3785)

平成20年3月31日
学校現場の負担軽減
プロジェクトチーム

学校現場の負担軽減のための取組について

I. 学校現場の負担軽減について

平成20年1月17日の中央教育審議会答申では、教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等について、教職員定数の改善、外部人材の活用、地域での学校支援体制の構築などの方策に関する提言を行っている。

その中で、教師の事務負担の軽減の必要性については、次のように指摘している。

- 学校や教師が、授業時数の確保を図りつつ、各教科等の指導や生徒指導をはじめとした本来の職務と使命を十分に果たすことができるようにするためには、教師の事務負担の軽減等が不可欠である。
- このため、事務職員の配置などの教職員定数の改善のほか、学校と地域との連携体制の構築により多様な形態の教員支援を可能とし、事務の外部化等を図る必要がある。
また、学校が作成する事務的な調査資料等の量が増加しているとの指摘がある。文部科学省を含め、教育行政においては、調査が真に必要なものであるかを見直すとともに、ICTの活用、調査の実施時期・調査期間などの実施方法を工夫することによって、学校の事務負担の軽減を図ることが望まれる。
- 子どもの状況の変化や保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教師の仕事はこれまで以上に多岐にわたっている。社会全体の価値観の多様化を受け、子どもの教育についての学校の指導の在り方に関して、説明を求められる場面が多くなり、教師が相当のエネルギーを傾けているとの指摘もある。審議の過程においては、教育委員会に学校に対する意見申立てのための第三者で構成される組織を設けるといった取組が提案されたところであり、このような体制の整備が重要である。

文部科学省では、平成18年7月に教員勤務実態調査を実施したが、この調査の結果を見ても、昭和41年と比べて、①事務・報告書作成や会議・打ち合わせなどの「事務的な業務」、②「生徒指導等」、③「補習・部活等」に要する時間が大幅に増加しており、教員の勤務時間管理からも学校の業務の軽減や効率化を進める必要がある。

また、文部科学省の調査によると、病気休職者数及び精神疾患による病気休職者数がともに増加しており、学校現場の負担を軽減していくことは、教員のメンタルヘルスの保持という観点からも重要な課題となっている。

本プロジェクトチームでは、昨年12月7日に「中間まとめ」をとりまとめ、その後、校務の情報化や学校の組織的な運営について議論を行ってきたところであるが、今回、「学校現場の負担軽減のため当面取り組むべき事項」についてとりまとめた。

国並びに教育委員会及び都道府県私立学校担当部局（以下「教育委員会等」という。）においては、以下の事項を参考に学校現場の負担軽減の取組を進めることが望まれる。

Ⅱ. 学校現場の負担軽減のため当面取り組むべき事項

1. 調査文書等に関する事務負担の軽減について

① 調査事項の精選（調査の内容を見直す）

- 学校現場の負担軽減を図るためには、まずは、調査や調査項目自体の必要性について見直すことが必要である。
- このため、調査の内容を精査し、調査事項を真に必要なものに見直すことが考えられる。学校調査と教育委員会等調査を見直し、学校調査は、学校でしか回答できない調査事項に精査することが重要である。

(例)・調査の内容の精査
・類似の調査・調査項目の統合

② 調査方法の改善（調査の手法を見直す）

- 調査や調査項目の必要性について確認をしたうえで、調査の目的や内容に見合った調査の実施方法を設定し、学校現場の負担軽減を図ることが必要である。
- このため、調査の目的に見合った調査手法を工夫して設定すること、学校の業務の状況を考慮して、調査の実施時期や調査期間を設定することなどが考えられる。

(例)・調査対象や調査頻度の工夫
・調査票の見直し、標準化
・長期休業期間における調査の実施
・余裕を持った調査期間の設定
・類似調査の一括発送

③ 調査体制の改善（調査の重複を見直す）

- 異なる部局から同種の内容について重複して調査を行うことがないように、調査等の内容項目を事前に調整する必要がある。
- このため、①国や教育委員会等の調査に関する窓口を設定すること、②学校の基本的な情報について、適切に管理し活用することが考えられる。

(例)・調査の担当部局・担当職員の明確化
・教育委員会等による学校基本情報や調査関係情報のデータベース化

④ 調査計画の策定（調査の見通しを示す）

- 定例的な調査については、一年間のどの時期にどのような調査があり、どの程度の事務量が発生するかということを各学校が予測できるようにすることも重要である。
- このため、調査の実施時期や調査内容等について年間計画を提示することが考えられる。

(例)・年間調査計画の提示

⑤ 文書処理の方針（行政組織が連携する）

- 都道府県教育委員会と市町村教育委員会、教育委員会等と学校が、意思疎通を図り、文書の処理方針を共有することが重要である。特に、学校現場の負担軽減という観点からは、学校からの意見聴取が重要である。
- このため、例えば、教育委員会と校長会等の関係組織が定例的に打ち合わせを持つなどの方法によって、年間の文書の処理方針について意見交換を行ったり、行政で管理できない発出主体からの文書（例えば、民間団体からの作文や絵画の募集など）について意見交換を行ったりするなどして、学校現場の負担

にならないよう文書の処理方針を検討するなどの工夫も考えられる。

- (例)・都道府県教育委員会、市町村教育委員会、校長会等の意見交換会の定期的開催
- ・文書処理に関する学校からの意見聴取

⑥ 事務処理の体制（学校内で連携する）

- 各学校では、通常、教頭と事務職員が多くの文書の処理に当たっており、教諭が事務を担当する場合にあっても、学級担任でない教諭が多くの事務を分担している。しかしながら、近年、特別支援教育や生徒指導の必要性が高まり、該当の校務分掌を担う教諭の事務負担も増してきているとの指摘もあることから、こうした実情を踏まえて、校内事務体制を整備することが必要である。
- このため、①文書事務に関する規定化を進めるとともにシステム化など処理体制の整備を進め、全教職員の共通理解のもと適正かつ円滑に処理される必要がある。また、②主幹教諭等の職も活用し、特定の者に事務処理が集中しないように体制の整備を進める必要がある。さらに③児童・生徒の名簿の管理その他、ICTの活用を進めることも考えられる。
 - (例)・教頭、事務職員等による校内事務体制の見直し
 - ・副校長、主幹教諭の適正な活用
 - ・校務処理へのICTの活用推進

2. 調査研究（モデル校）事業の在り方の見直しについて

① 指定の趣旨の明確化

- 調査研究事業は、事業の実施を通じて、教育の質の向上や課題の解決等に資するものとして重要な役割を果たしている。学校の組織運営に関するものや学習指導要領の改訂、生徒指導等の指導内容・方法の改善に関するものなど、喫緊の課題として国が責任を負う施策の実現や教育施策の普及拡大の上での役割が大きい。
- 調査研究事業の指定については、教育委員会等からの申請に基づいて指定しているが、指定校事業が重複しているような学校も数多く見受けられる。
- このため、※国・都道府県・市町村で重複しないよう、指定の趣旨を明確化することが考えられる。併せて、その中で、調査研究事業の重点化や精選を図ることが考えられる。

② 運用面での負担軽減

- 調査研究事業の多くは、各学校の日々の授業等の教育活動や学校の組織運営活動の実践を中心として実施することが重要であり、通常の業務に大幅な負担とならないように進めていく必要がある。
- このため、※事務や会計処理の標準化・マニュアル化を進めること、
※研究授業や報告書等を簡素・合理化すること、
※新規の調査研究事業の事業内容を早期に周知すること
などが考えられる。

③ 研究成果の共有と活用

- 調査研究事業は、指定を受けた学校の教育の質の向上や課題の解決に資するものであるが、調査研究の成果が必ずしも広く普及しないなどの課題が指摘さ

れている。調査研究の成果の共有は、教育界全体にとって研究の推進という重要な意味を持つとともに、当該学校で研究に携わった教職員にとっても仕事のやりがいにつながるものともなる。また、新たに研究を行う学校に対して適切な情報提供が行われれば、研究が円滑に立ち上がることとなり負担の軽減にもつながると考えられる。

- このため、研究公開や報告書等の内容を工夫し、
※調査研究の成果について共有し活用を進めることが考えられる。

3. 学校の校務運営体制の改善

① 主幹教諭の配置等による負担軽減

- 主幹教諭の配置等を促進し、例えば、主幹教諭等が中心となって予め意見集約を行うなど会議運営を効率化することで会議・打合せに係る負担の軽減を図ることや、生徒指導上の課題に主幹教諭を中心としてチームを編成し、組織的・機動的に対応し学級担任を支援することなどにより、学校現場の負担軽減を推進する。

② 事務職員の活用による負担軽減

- 事務職員の職務の明確化、大規模校等における事務長の設置、事務の共同実施などにより、事務の合理化・効率化を進めることにより、学校現場の負担軽減を推進する。

③ 校務の情報化による負担軽減

- 教員一人一台のコンピュータの配備により校務の情報化を推進し、情報の共有化や二次利用を可能とすることで、学校現場の負担軽減を推進する。その際、情報管理の徹底を図る。

また、円滑な導入に配慮し、学校の情報化を推進する担当部局や組織の教育委員会内への設置研修の実施、専門家の派遣、成績処理等の様式など文書の標準化・電子化の取り組みなどを推進する。

④ 校務の効率化による負担軽減

- 学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教育職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整える。

4. 今後の検討事項

- 文部科学省において調査文書等の見直しをさらに進めるとともに、各教育委員会等や各団体において、調査文書等の削減等に関し具体的な目標を定めて取組を進めていくことが求められる。

- 学校現場の負担軽減を進めていくため、業務の組織化、情報の共有化の方向でさらに検討を進め、改善を図っていくことが求められる。

- 業務の組織化を進めるため、学校内でのマネジメント改善とともに、例えば、学校に対する意見申し立てに関して、法律上の問題その他の専門的な課題について教育委員会事務局等が学校を支援するなどの仕組みが求められるので、さらに具体的な検討を進める必要がある。その際、文部科学省が平成20年度に実施する「教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業」における研究も参考として検討を進める。

- 情報の共有化を進めるため、ハード・ソフトの両面にわたる条件整備が必要となるので、さらに具体的な検討を進める必要がある。
- 地域での学校支援体制の構築に当たっては、特に支援体制を構築していく過程における学校側の負担を考慮し、先進事例に関する情報提供などの支援を行うべく、具体的に検討を進める必要がある。

※以下略